



狛江市監査告示第5号

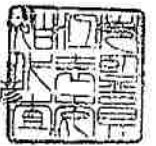
地方自治法第199条第14項の規定による令和3年度定期監査の結果に基づき、措置を講じた事項について狛江市教育長から通知があったので、同項の規定によりその結果を別紙のように告示する。

令和4年6月7日

狛江市監査委員

東海林

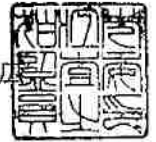
和彦



狛江市監査委員

石川

和彦





狛教教学発第 000221 号

令和 4 年 5 月 30 日

狛江市監査委員

東海林 和彦 様

石川 和広 様



狛江市教育長

柏原 聖



定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和 4 年 3 月 25 日付け狛監委第 000092 号により措置を求められた事項について、
地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、別紙のとおり通知します。

別紙

監査の結果に基づいて講じた措置等（教育部）

〔各課共通〕

1 備品の管理について

備品の管理については、財務会計システム（備品管理支援）の活用により行われているが、各課に備品の管理状況について確認するも備品台帳と現物との突合等、備品の確認は行われていない状況が見受けられた。今後は、備品台帳と現物の定期的な突合を行い、不要備品の廃棄、寄贈備品の登録等も含め、適正な備品管理に努めていただきたい。

講じた措置の内容

教育部で管理している備品台帳については、現物との突合に着手し、既に廃棄されている備品については、財務会計システム上の廃棄処理を行います。

各学校の備品台帳については、備品数が膨大であることから、まずは今年度、明らかな廃棄処理漏れについての調査に着手し、財務会計システム上の処理を適切に行うとともに、今後は年度ごとに突合を行う教室を決めるなど、計画的に台帳と現物の突合を行うよう指導します。

また、寄贈備品について、今後は各学校が寄贈を受けた際、学校長から学校教育課長に報告させることとし、備品登録が必要と判断した場合、各学校に備品登録依頼書兼通知書を作成させ、備品登録を行い、適正な備品管理に努めます。

〔学校教育課〕

1 事務処理について

令和3年3月に行われた緑野小学校の食器洗浄機修繕にあたり、学校教育課で支出処理後（3月起票）、同案件に対し緑野小学校においても令和3年度予算にて支出処理（4月起票）が行われていた。その後、2重払いが判明し、緑野小学校処理分が戻入処理されていた。原因は、債権者が事務処理を誤り請求書を2通作成し、学校教育課、緑野小学校それぞれに請求していたためとのことで、2度目の支払後、債権者からの問い合わせで発覚したとのことであった。

本案件は、債権者からの問い合わせが無ければ判明しなかった可能性もある。学校修繕等では、学校教育課予算で対応することもあるとのことから、同じような誤りが発生しないよう、それぞれの案件に対し各学校との連絡・調整をしっかりと行い事業を進めていただきたい。

講じた措置の内容

学校教育課、各学校の双方において、修繕の発注履歴をエクセル等で管理することを再徹底するとともに、これまで以上に両者における連絡・調整を密に行うことで、同様の事案が発生しないよう再発防止に努めています。

2 医薬用外毒物劇物の管理について

狛江第二中学校の医薬用外毒物劇物管理簿及び薬品別使用簿において、記入内容に不備（数量誤り、未記入）が見受けられた。今回の誤りの発生は、管理簿の記入項目が不足していたことも一因と考えられる。保健衛生上の危害を未然に防止するため、他の小中学校も含め、再度、取扱いに対する認識を改め、様式の見直し等も含め、毒物及び劇物等薬品の適正な管理をするよう指導に努めていただきたい。

講じた措置の内容

御指摘を受けた学校では、薬品ごとの使用簿ではなく全薬品の一覧表が使用されていたため、記入項目（途中の購入数）の不足がありました。全小中学校に対し、薬品ごとの使用簿を使用するよう、また、医薬用外毒物劇物被害防止管理規定のブラッシュアップを図るよう参考様式を示し、指導室と共に指導を行いました。

3 運転日報について

自動車運行管理において、運転日報に記載漏れ等、不備が散見された。運転日報は、自動車の安全な運転を確保するために必要な事項として、道路交通法等で定められている業務である。自動車は他課の職員も利用するところではあるが、車両及び使用管理のため、狛江市自動車管理規程及び狛江市有自動車安全運転管理規程に則り、自動車の整備及び点検にも留意し、常に安全な運行を図るよう努められたい。

講じた措置の内容

運転日報については、運転者において記載を徹底するだけでなく、他部署に車両を貸し出す際、記載漏れがないよう呼びかけるとともに、車両の返却時にも使用実績を確認することで、再発防止に努めています。

また、乗車前に車体の異常の有無の確認を行うとともに、令和4年4月1日の道路交通法施行規則の一部改正を踏まえ、運転前に運転者に対する酒気帯び等の有無の確認を行い、安全な運行に努めています。

4 鍵の管理について

給食センター内で管理している鍵については、鍵のかかるキーボックスに保管されていた。しかし、スペアキーについても、本鍵と一緒に保管されていたことから、同時に

紛失してしまう危険も考えられる。

管理や保管状況を明確にし、紛失や所在不明の鍵等が発生することも無いよう、リスク管理を踏まえ適正に管理、保管願いたい。

講じた措置の内容

スペアキーは元鍵と分離し、金庫内で保管することとしました。また、元鍵を保管するキーボックスを事務室内壁面に金具で固定しました。

〔指導室〕

1 外部指導員について

技術指導員報償、外部指導員出勤記録では、活動時間が長い指導員では5時間、短い指導員では40分が見受けられた。部活動は、教育委員会において定められた「狛江市部活動ガイドライン」の活動方針にて、活動時間は平日2時間程度、土日3時間程度と定められている。長時間の活動により生徒に過度な負担とならないようガイドラインに沿った適切な活動を促していただきたい。

講じた措置の内容

令和4年3月に部活動指導員（会計年度任用職員・顧問教員の負担軽減の為に配置している者）に係る通知において、「狛江市部活動ガイドライン」に沿って、部活動指導員の勤務時間を設定するよう各中学校に通知しました。

また、技術指導員（有償ボランティア）による部活動指導についても、「狛江市部活動ガイドライン」に沿って平日2時間程度、土日3時間程度で行うよう、令和4年5月に改めて各中学校に周知しました。

2 OA関係保守委託について

児童生徒用パソコン保守委託をはじめ、OA関係保守委託において同一業者と随意契約しているものが見受けられる。それらをまとめて一括契約することにより、管理費等が抑えられる可能性も考えられることから、一括契約の可能性やメリット・デメリットを検証し、より有効な契約手続きをとるよう努められたい。

講じた措置の内容

OA機器保守事業者に一括契約の検討について申し出ました。現在、一括契約の可否、否の場合その理由をお知らせいただくよう、契約事業者に依頼しています。令和5年度予算要求までに整理し、最も効率的な形で予算編成を行います。

3 行事関係の委託契約書について

遠足・集団宿泊の行事委託、旅行・集団宿泊の行事委託における看護師の宿泊費について、契約に基づき支出しているとのことであった。しかし、委託仕様書には看護師の宿泊料については明記されていないことから、実態に即した適切な仕様書に修正された。

講じた措置の内容

令和4年度と同契約において、看護師の宿泊料について、委託契約の対象経費として明記しました。

4 運転日報について

自動車運行管理において、運転日報に記載漏れ等、不備が散見された。運転日報は、自動車の安全な運転を確保するために必要な事項として、道路交通法等で定められている業務である。自動車は他課の職員も利用するところではあるが、車両及び使用管理のため、狛江市自動車管理規程及び狛江市有自動車安全運転管理規程に則り、自動車の整備及び点検にも留意し、常に安全な運行を図るよう努められたい。

講じた措置の内容

上記指摘を受け、指導室内で規程の再確認を行い、運転者ごとに市有車の運行開始及び終了日時、運転距離等の記録を徹底しています。

また、万が一、記録漏れを発見した場合は、グループウェアで使用者を確認し、できるだけ速やかに使用者に補記をさせるよう指導室職員で共通理解を図りました。

5 鍵の管理について

管理している鍵については不特定多数の人が持ち出せる鍵のかからない引き出しに保管されていた。また、鍵のリストが作成されておらず、鍵の所有状況等が把握できない状況であった。

鍵の管理については、紛失や所在不明の鍵等が発生することも無いよう、リスク管理を踏まえ適正に管理、保管願いたい。

講じた措置の内容

所有する鍵のリストを作成しました。

また、所有する鍵については、ダイヤル式の保管ボックスに保存することとし、ダイヤルの暗証番号は指導室職員のみで共有しています。

〔教育支援課〕

1 令和2年5月に開所した「ひだまりセンター」は、「教育支援センター」・「児童発達支援センター」・「子ども家庭支援センター」の3センターが「きずく」・「よりそう」・「ささえる」・「つなぐ」の4つの支援で連携を取り、発達に支援が必要な子どもを早期に発見し、個人の成長に合わせ切れ目なく、垣根のない支援を行い、自立した生活や社会参加を目指す施設となっている。教育支援課の主な業務は、教育、就学、転学に関する相談、不登校や学校生活に配慮を要する児童・生徒への支援等となっており、これからは切り開いていく子ども達にとって非常に重要な役割を担っている。コロナ禍により、事業等の影響も出ているところではあるが、重要な責務を担うべく業務に努められたい。

講じた措置の内容

ひだまりセンターでは、3つの支援センターの連携のもと、子育ての悩みやあらゆる子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行ってきました。支援を必要とする家庭は様々な課題を抱えており、関係機関との円滑な連携や垣根のない支援が必要です。今後もひだまりセンターの4つのコンセプトのもと、困り感がある家庭や子ども達の支援に当たっていきます。